

【別表】

1 事業名	農作物有害鳥獣対策防除支援事業 ①農作物被害防止施設・イノシシ用捕獲檻
2 事業目的 及び内容	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、防止対策又は捕獲対策を行う者、団体等 に対して、対策に要する経費の一部を助成する。
3 事業対象者	(1) 農業者が組織する団体又は町内会 (2) その他会長が特に認めた者及び団体
4 対象事業及び 助成の内容	(1) 農作物被害防止施設の設置 ① 国の補助事業の対象となる場合 対象事業費から国の補助金を除いた額の 2/3 以内 ② 国の補助事業の対象とならない場合 ア 防除用施設の延長が連続して概ね 1,000m 以上の場合 事業費の 2/3 以内（助成限度額 1,000m あたり 33 万円） イ ア以外の場合 事業費の 1/3 以内（助成限度額 100m あたり 3 万円） ※ 市内の農地に設置する場合に限る。 ※ 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。 ※ 事業実施者において消費税仕入控除が発生する場合は、該当する消費税及び地方消費税は事業費の対象外とする。 (2) イノシシ用捕獲檻（クマ脱出口付き）購入 経費の 1/2 以内（助成限度額 1 基あたり 6 万円） ※ 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
5 採択基準	事業対象者が、有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、次のいずれかの対策を講じるとき (1) 農作物被害防止施設を設置するとき（イノシシ、ニホンザル、クマ、ニホンジカ、ハクビシン用に限る。） ※事業以外の用途にも使用できるもの、工事や補修用の資材は対象外。 ※修理、破損や盗難による買い直しは対象外。 ※助成を受け購入した被害防止施設の耐用年数を経過していない購入は除く。 耐用年数：ワイヤーメッシュ 14 年、電気柵 8 年 (2) イノシシ捕獲檻を購入するとき
6 備 考	平成 14 年 4 月 1 日協議会会長決裁 改正 平成 19 年 5 月 21 日協議会会長決裁 改正 平成 21 年 5 月 15 日協議会会長決裁 改正 平成 27 年 5 月 18 日協議会会長決裁 改正 平成 28 年 6 月 2 日協議会会長決裁 改正 平成 29 年 5 月 31 日協議会会長決裁 改正 平成 30 年 6 月 5 日協議会会長決裁 改正 令和 2 年 6 月 5 日協議会会長決裁 改正 令和 7 年 5 月 27 日協議会会長決裁